

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

岩手県知事は、住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得ることを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するための適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

- ・住民基本台帳ネットワーク(以下「住基ネット」という。)において、都道府県は、住民基本台帳法(以下「住基法」という。)に基づき、市町村から住民の本人確認情報に関する通知を受け、都道府県サーバに都道府県知事保存本人確認情報として保有する。都道府県知事保存本人確認情報は、4情報(「氏名・住所・生年月日・性別」をいう。以下同じ。)、個人番号、住民票コード及びこれらの変更情報に限定される。
- ・住基ネットは専用回線を使用し、地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)が管理するファイアウォールにより厳重な通信制御を行うなど厳格な不正アクセス対策を講じている。また、内部による不正利用の防止のため、アクセス管理を行い、端末操作者を限定し、操作履歴を保存する等の対策を講じている。
- ・都道府県サーバは全都道府県分を1ヶ所(集約センター)に集約し、その運用・監視を機構に委託している。

評価実施機関名

岩手県知事

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

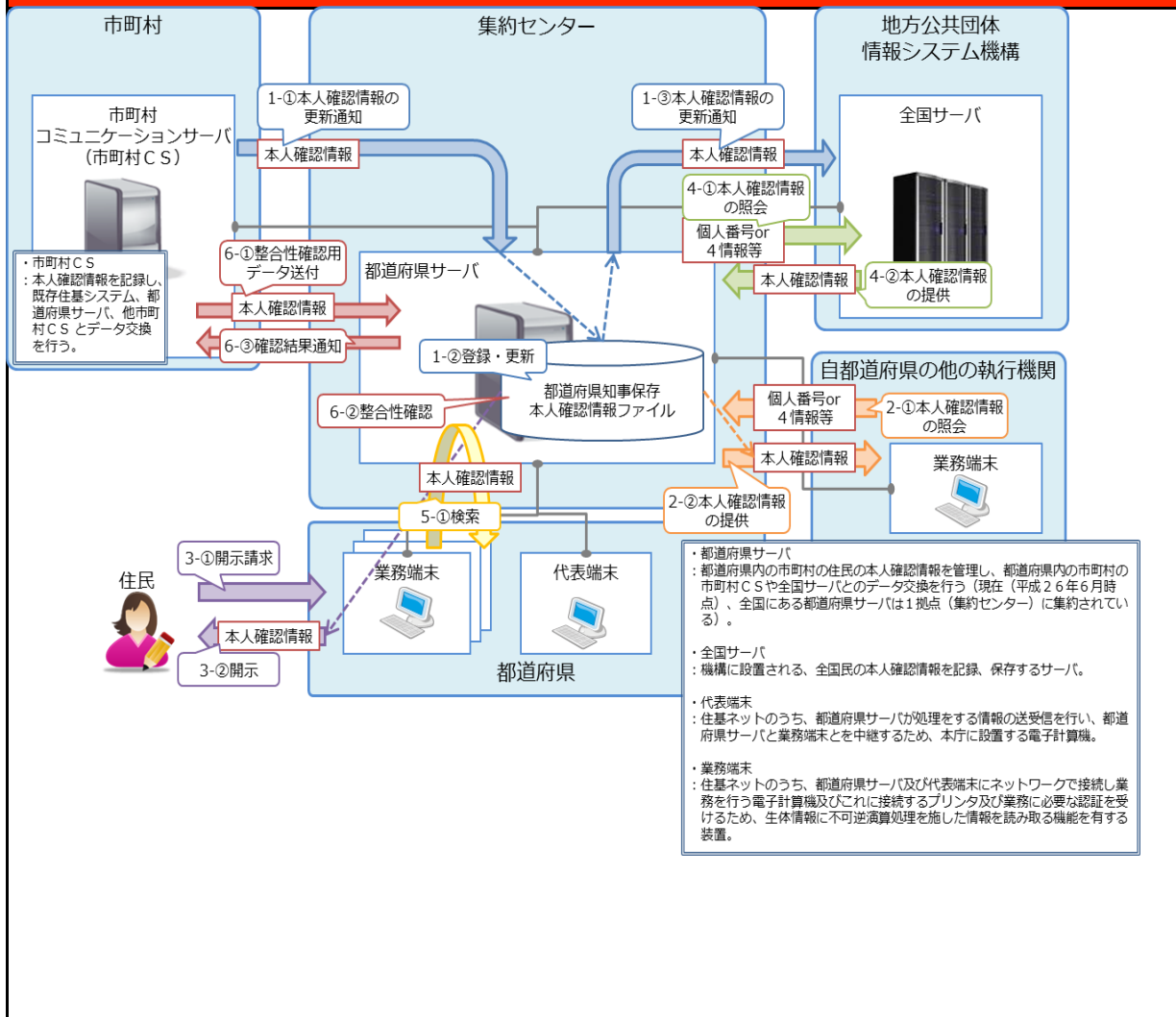
公表日

項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

3. 特定個人情報ファイル名	
都道府県知事保存本人確認情報ファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	<p>・都道府県知事保存本人確認情報ファイルは、転出入があった場合等にスムーズな住民情報の処理を行うため、また全国的な本人確認手段として、1つの市町村内にとどまらず、全地方公共団体で、本人確認情報を正確かつ統一的に記録・管理することを目的として、以下の用途に用いられる。</p> <p>①住基ネットを用いて市町村の区域を越えた住民基本台帳に関する事務(住基ネットに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務)の処理を行うため、区域内の住民に係る最新の本人確認情報を管理する。具体的には、市町村からの本人確認情報の更新情報の通知を受けて都道府県知事保存本人確認情報ファイルを更新し、当該更新情報を機構に対して通知する。 ②岩手県の他の執行機関からの照会に基づき、本人確認情報を提供する。 ③住民からの請求に基づき、当該個人の本人確認情報を開示する。 ④住基法に基づき、機構に対して本人確認情報を照会する。 ⑤住基ネットに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務において、本人確認情報を検索する。 ⑥市町村において保存する本人確認情報との整合性を確認する。</p>
②実現が期待されるメリット	本人確認情報を利用することにより、これまでに窓口で提出が求められていた行政機関が発行する添付書類(住民票の写し等)の省略が図られ、住民の負担軽減(各機関を訪問し、証明書等を入手する金銭的、時間的コストの節約)につながることに加え、行政側においても、事務の効率化につながるが見込まれる。
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	<p>住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) (平成25年5月31日法律第28号施行時点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第7条(住民票の記載事項) ・第12条の5(住民基本台帳の脱漏等に関する都道府県知事の通報) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の7(都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等) ・第30条の8(本人確認情報の誤りに関する機構の通報) ・第30条の11(通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の13(都道府県の条例による本人確認情報の提供) ・第30条の15(本人確認情報の利用) ・第30条の32(自己の本人確認情報の開示) ・第30条の35(自己の本人確認情報の訂正)
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	<p>[実施しない]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	-
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	ふるさと振興部市町村課
②所属長の役職名	総括課長
8. 他の評価実施機関	

(別添1) 事務の内容



(備考)

1. 本人確認情報の更新に関する事務

- 1-①.市町村において受け付けた住民の異動に関する情報を、市町村CSを通じて都道府県サーバに通知する。
- 1-②.都道府県サーバにおいて、市町村より受領した本人確認情報を元に都道府県知事保存本人確認情報ファイルを更新する。
- 1-③.機構に対し、住民基本台帳ネットワークを介して、本人確認情報の更新を通知する。

2. 岩手県の他の執行機関への情報提供

- 2-①.岩手県の他の執行機関において、個人番号又は4情報等をキーワードとした本人確認情報の照会を行う。
- 2-②.岩手県知事において、提示されたキーワードを元に都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索し、照会元に対し、当該個人の本人確認情報を提供する。

※検索対象者が他都道府県の場合は全国サーバに対して検索の要求を行う。

※一括提供の方式により本人確認情報を提供する場合には、岩手県知事において代表端末を操作し、フラッシュメモリを用いて提供する。

3. 本人確認情報の開示に関する事務

- 3-①.住民より本人確認情報の開示請求を受け付ける。
- 3-②.開示請求者(住民)に対し、都道府県知事保存本人確認情報ファイルに記録された当該個人の本人確認情報を開示する。

4. 機構への情報照会に係る事務

- 4-①.機構に対し、個人番号又は4情報等をキーワードとした本人確認情報の照会を行う。
- 4-②.機構より、当該個人の本人確認情報を受領する。

5. 本人確認情報検索に関する事務

- 5-①.4情報の組み合わせを検索キーに、都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索する。

6. 本人確認情報整合

- 6-①.市町村CSより、都道府県サーバに対し、整合性確認用の本人確認情報を送付する。
- 6-②.都道府県サーバにおいて、市町村CSより受領した整合性確認用の本人確認情報を用いて都道府県知事保存本人確認情報ファイルの整合性確認を行う。
- 6-③.都道府県サーバより、市町村CSに対して整合性確認結果を通知する。

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
都道府県知事保存本人確認情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	岩手県内の住民(岩手県内のいずれかの市町村において、住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す。) ※住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が消除(死亡による消除を除く。)された者(以下「消除者」という。)を含む。
その必要性	住基ネットを通じて全国共通の本人確認を行うため、本特定個人情報ファイル(都道府県知事保存本人確認情報ファイル)において岩手県内の全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民情報の記録を常に正確に更新・管理・提供する必要がある。
④記録される項目	[10項目以上50項目未満] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	・個人番号、4情報、その他住民票関係情報 住基ネットを通じて本人確認を行うために必要な情報として、住民票の記載等に係る本人確認情報(個人番号、4情報、住民票コード及びこれらの変更情報)を記録する必要がある。
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成27年6月1日
⑥事務担当部署	ふるさと振興部市町村課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 () <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input checked="" type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 () <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 ()	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 [] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> その他 (市町村CSを通じて入手する)	
③入手の時期・頻度	住民基本台帳の記載事項において、本人確認情報に係る変更又は新規作成が発生した都度入手する。	
④入手に係る妥当性	住基法第30条の6の規定により、市町村長は、住民票の記載等を行ったときは、当該住民票の記載に係る本人確認情報を市町村長(市町村CS)から都道府県知事(都道府県サーバ)へ通知することとしており、入手は妥当である。	
⑤本人への明示	都道府県知事が当該市町村の区域内の住民の本人確認情報を入手することについて、住基法第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等)に明示されている。	
⑥使用目的 ※	住基ネットを通じて全国共通の本人確認を行うため、本特定個人情報ファイル(都道府県知事保存本人確認情報ファイル)において岩手県内の全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新・管理・提供する。	
	変更の妥当性 -	
⑦使用の主体	使用部署 ※ ふるさと振興部市町村課	
	使用者数 [10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
⑧使用方法 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村長からの住民票の記載事項の変更又は新規作成の通知を受け(既存住基システム→市町村CS→都道府県サーバ)、都道府県知事保存本人確認情報ファイルを更新し、機構に対して当該本人確認情報の更新情報を通知する(都道府県サーバ→全国サーバ)。 ・岩手県の他の執行機関からの本人確認情報の照会要求を受け(岩手県の他の執行機関→都道府県サーバ)、照会のあった個人番号、住民票コード又は4情報の組合せを元に都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索し、該当する個人の本人確認情報を照会元へ提供する(都道府県サーバ→岩手県の他の執行機関)。 ・住民からの開示請求に基づき(住民→都道府県窓口→都道府県サーバ)、当該住民の本人確認情報を都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、書面等により提供する(都道府県サーバ→帳票出力→住民)。 ・4情報等をキーに機構へ機構保存本人確認情報の照会を行い(都道府県サーバ→全国サーバ)、該当する個人の本人確認情報を受領する(全国サーバ→都道府県サーバ)。 ・4情報の組合せをキーに都道府県知事保存本人確認情報ファイルの検索を行う。 ・都道府県知事保存本人確認情報ファイルの正確性を担保するため、市町村から本人確認情報を受領し(市町村CS→都道府県サーバ)、当該本人確認情報を用いて都道府県知事保存本人確認情報 	
	情報の突合 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県知事保存本人確認情報ファイルを更新する際に、受領した本人確認情報に関する更新データと都道府県知事保存本人確認情報ファイルを、住民票コードをもとに突合する。 ・岩手県の他の執行機関からの照会に基づいて本人確認情報を提供する際に、照会元から受信した対象者の4情報等との突合を行う。 ・請求に基づいて本人確認情報を開示する際に、開示請求者から受領した本人確認情報との突合を行う。 ・市町村CSとの整合処理を実施するため、4情報等との突合を行う。
	情報の統計分析 ※	住基法第30条の15第1項第4号(本人確認情報の利用)の規定に基づいて統計資料の作成を行う場合、情報の統計分析を行うことがある。 また、本人確認情報の更新件数や提供件数等の集計を行う。
	権利益に影響を与え得る決定 ※	該当なし
⑨使用開始日	平成27年6月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (2) 件	
委託事項1	都道府県サーバーの運用及び監視に関する業務	
①委託内容	全国の都道府県サーバーを1拠点(都道府県サーバ集約センター。以下「集約センター」という。)に集約したことに伴い、都道府県サーバーの運用及び監視に関する業務を、集約センター運用者に委託する。 委託する業務は、直接本人確認情報に係わらない(直接本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない)業務を対象とする。	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
対象となる本人の範囲 ※	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上	
その妥当性	本特定個人情報ファイル(都道府県知事保存本人確認情報ファイル)が保存される都道府県サーバの運用及び監視業務を委託することによる。 なお、「①委託内容」とおり、委託事項は、直接本人確認情報に係わらない事務を対象としているため、委託先においては、特定個人情報ファイルに記録された情報そのものを扱う事務は実施しない。	
③委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[<input type="radio"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()	
⑤委託先名の確認方法	委託先が決定した際には、岩手県報にて公表している。(岩手県報は、岩手県ホームページから閲覧可能。)	
⑥委託先名	地方公共団体情報システム機構(機構)	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	書面による承諾
	⑨再委託事項	都道府県サーバの運用及び監視に関する業務。再委託する業務は、直接本人確認情報に係わらない(直接本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない)業務を対象とする。
委託事項2	住基ネットの運用保守に関する業務	
①委託内容	県で設置するファイアウォール、代表端末及び業務端末等の機器について、運用保守業務を委託する。委託する業務は、直接本人確認情報に係わらない(直接本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない。)業務を対象とする。	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
対象となる本人の範囲 ※	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上	

	その妥当性	本特定個人情報ファイル(都道府県知事保存本人確認情報ファイル)へアクセスする際に利用するファイアウォール、代表端末及び業務端末等の機器について、運用保守業務を委託することによる。なお、「①委託内容」とおり、委託事項は、直接本人確認情報に係わらない事務を対象としているため、委託先においては、特定個人情報ファイルに記録された情報そのものを扱う事務は実施しない。
③委託先における取扱者数	[10人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。 <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (運用保守業務上、必要がある場合は職員立会の上、代表端末又は業務端末により確認する。)	
⑤委託先名の確認方法		委託先が決定した際には、岩手県報にて公表している。(岩手県報は、岩手県ホームページから閲覧可能。)
⑥委託先名		株式会社 アイシーエス
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する]
	⑧再委託の許諾方法	原則として再委託を禁止しているが、やむを得ず再委託を実施する必要がある場合は、事前に書面により県の承諾を得ることとしている。
	⑨再委託事項	県で設置する庁内ファイアウォール、代表端末、業務端末等の機器に関する運用保守業務。なお、「①委託内容」とおり、委託事項は、直接本人確認情報に係わらない事務を対象としているため、再委託先においては、特定個人情報ファイルに記録された情報そのものを扱う事務は実施しない。
再委託	⑨再委託事項	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	<input type="checkbox"/> 提供を行っている (3) 件 <input type="checkbox"/> 移転を行っている (1) 件 <input type="checkbox"/> 行っていない
提供先1	地方公共団体情報システム機構(機構)
①法令上の根拠	住基法第30条の7(都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等)
②提供先における用途	都道府県知事より受領した本人確認情報を元に機構保存本人確認情報ファイルを更新する。
③提供する情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日
④提供する情報の対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 <input type="checkbox"/> その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)
⑦時期・頻度	市町村長からの通知に基づいて都道府県知事保存本人確認情報ファイルの更新を行った都度、随時。
提供先2	岩手県の他の執行機関(教育委員会など)
①法令上の根拠	住基法第30条の15第2項(本人確認情報の利用)、住民基本台帳法施行条例第6条
②提供先における用途	住基法別表第六及び住民基本台帳法施行条例別表第三に掲げられた、岩手県の他の執行機関への情報提供が認められる事務の処理に用いる。
③提供する情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日 ※住民票コードについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)第20条第9項及び第22条第7項に基づく経過措置である。
④提供する情報の対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 <input type="checkbox"/> その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)
⑦時期・頻度	岩手県の他の執行機関からの情報照会の要求があった都度、随時。
提供先3	住民
①法令上の根拠	住基法第30条の32(自己の本人確認情報の開示)
②提供先における用途	開示された情報を確認し、必要に応じてその内容の全部又は一部の訂正、追加又は削除の申出を行う。
③提供する情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日

④提供する情報の対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上	
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input checked="" type="checkbox"/> その他 (端末機の画面の閲覧、端末機から出力された帳票の閲覧)	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	開示請求があった都度、随時。	
移転先1	岩手県の他部署(総務部など)	
①法令上の根拠	住基法第30条の15第1項(本人確認情報の利用)、住民基本台帳法施行条例第5条	
②移転先における用途	住基法別表第五及び住民基本台帳法施行条例別表第2に掲げられた、都道府県知事において都道府県知事保存本人確認情報の利用が認められた事務の処理に用いる。	
③移転する情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日 ※住民票コードについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)第20条第9項及び第22条第7項に基づく経過措置である。	
④移転する情報の対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上	
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input checked="" type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input checked="" type="checkbox"/> その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)	<input type="checkbox"/> 専用線 <input checked="" type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input checked="" type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	岩手県の他部署からの検索要求があった都度、随時。	

6. 特定個人情報の保管・消去		
①保管場所 ※	<p>・セキュリティゲートにて入退館管理をしている都道府県サーバの集約センターにおいて、施錠管理及び入退室管理(監視カメラを設置してサーバ設置場所への入退室者を特定・管理)を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。サーバへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要となる。</p> <p>・都道府県においては、端末及び記録媒体を施錠管理及び入退室管理を行っている部屋に保管する。</p>	
②保管期間	期間	<p><選択肢></p> <p>1) 1年未満 2) 1年 3) 2年</p> <p>4) 3年 5) 4年 6) 5年</p> <p>7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上</p> <p>10) 定められていない</p>
	その妥当性	<p>・住民票の記載の修正後の本人確認情報は、新たに記載の修正の通知を受けるまで保管する。</p> <p>・住民票の記載の修正前の本人確認情報(履歴情報)及び消除者の本人確認情報は、住基法施行令第30条の6(都道府県における本人確認情報の保存期間)に定める期間(150年間)保管する。</p>
③消去方法	都道府県知事保存本人確認情報ファイルに記録されたデータをシステムにて自動判別し消去する。	
7. 備考		

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

都道府県知事保存本人確認情報ファイル

1. 住民票コード
2. 漢字氏名
3. 外字数(氏名)
4. ふりがな氏名
5. 生年月日
6. 性別
7. 住所
8. 外字数(住所)
9. 個人番号
10. 異動事由
11. 異動年月日
12. 保存期間フラグ
13. 清音化かな氏名
14. 市町村コード
15. 大字・字コード
16. 操作者ID
17. 操作端末ID
18. タイムスタンプ
19. 通知を受けた年月日
20. 外字フラグ
21. 削除フラグ
22. 更新順番号
23. 氏名外字変更連番
24. 住所外字変更連番

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
都道府県知事保存本人確認情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	都道府県知事保存本人確認情報ファイルにおける特定個人情報の入手手段は、市町村CSからの本人確認情報更新要求の際に通知される本人確認情報に限定される。この場合、市町村CSから対象者以外の情報が通知されてしまうことがリスクとして想定されるが、制度上、対象者の本人確認措置は市町村側で行うこととなっている。そのため、市町村の住基法所管課職員を対象とした説明会・研修会等において、厳格かつ適切な本人確認を行うよう周知する。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	都道府県は、法令により市町村から通知を受けることとされている情報のみを入手できることが、システム上担保されている。(都道府県知事保存本人確認情報ファイルにおいて、本人確認情報の入手手段は、市町村CSからの本人確認情報更新要求の際に通知される本人確認情報に限定される。)
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	都道府県知事保存本人確認情報ファイルにおける特定個人情報の入手手段は、市町村CSに限定されている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	本人確認情報の入手手段は、市町村CSからの本人確認情報更新要求の際の通知に限定され、制度上、対象者の本人確認は市町村で行うこととなっている。市町村では、住民基本台帳に関する届出等を受ける際、窓口において、対面で身分証明(個人番号カード等)の提示を受け、本人確認を行う。
個人番号の真正性確認の措置の内容	市町村において真正性が確認された情報を市町村CSを通じて入手できることを、システムで担保する。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	システム上、本人確認情報更新の際に、論理チェックを行う(例えば、現存する住民に対して転入を異動事由とする更新が行われようとした場合や、転居を異動事由とする更新の際に住所以外の更新が行われようとした場合に当該処理をエラーとする)仕組みとする。 また、入手元である市町村CSにおいて、項目(フォーマット、コード)のチェックを実施する。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・機構が作成・配付する専用のアプリケーションを(※)用いることにより、入手の際の特定個人情報の漏えい・紛失の防止に努める。 ・市町村CSと接続するネットワーク回線に専用回線を用いる、情報の暗号化を実施する。 ・特定個人情報の入手は、システム上自動処理にて行われるため、操作者は存在せず人為的なアクセスが行われることはない。 <p>※都道府県サーバのサーバ上で稼動するアプリケーション。 都道府県内の市町村の住民の本人確認情報を管理し、都道府県内の市町村の市町村CSや全国サーバとのデータ交換を行う。</p>
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	都道府県サーバと宛名システム間の接続は行わない。
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	庁内システムと都道府県サーバとの接続は行わない。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	都道府県知事保存本人確認情報ファイルへのアクセスは代表端末及び業務端末から行う。両端末の使用に当たっては、照合情報認証(生体認証)又は操作者照合暗証番号による操作者認証(※)を行う。 ※怪我などで照合情報認証に適さない身体状況など市町村総括課長がやむを得ない事情があると判断したときに限る。
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	【発行】 担当者名簿を調整し、アクセス権限を適切に管理する。 【失効】 権限が不要となった職員について、事務管理者等からの申し出により、速やかにシステム上で権限の失効作業を実施し、アクセス権限を無効化する。
アクセス権限の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・アクセス権限の管理簿を作成し、権限の発行又は失効を行った際、その旨を記録するとともに定期的に操作者の確認を行う。 ・不正アクセスを分析するために、アプリケーションの操作履歴の記録を取得し、保管する。
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	・端末操作者は、業務端末の使用に際して、業務端末使用簿に利用日時、所属、氏名、利用目的を記載する。 ・本人確認情報を扱うシステムの操作履歴(アクセスログ・操作ログ)をシステム上記録する。 ・不正な操作がないことについて、操作履歴により適時確認する。 ・操作履歴の確認により本人確認情報の検索に関して不正な操作の疑いがある場合は、申請文書等との整合性を確認する。 ・バックアップされた操作履歴について、7年間、安全な場所に施錠保管する。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク	
リスクに対する措置の内容	・システムの操作履歴(操作ログ)を記録する。 ・業務端末使用簿により、端末の利用者及び利用目的を明らかにし、システム管理者が認めた者以外の利用を防ぐ。 ・端末操作者への研修会において、事務外利用の禁止等について指導する。 ・全国で発生した不正アクセスの事例を端末操作者へ情報提供することで、注意喚起する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	
リスクに対する措置の内容	・システム上、権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない。 ・県の承諾がない以上、委託先における情報の複製を行うことはできない旨、契約書上、定めている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。

- ・スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり本人確認情報を表示させない。
- ・都道府県サーバの代表端末機及び業務端末機のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く。
- ・本人確認情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要となる範囲にとどめる。
- ・大量のデータ出力に際しては、事前に端末機管理者の承認を得る。
- ・本人確認情報の開示・訂正の請求に対し、適切に対応する。
- ・本人確認情報の提供状況の開示請求に対し、適切に対応する。
- ・本人確認情報の帳票は施錠保管する。
- ・本人確認情報の帳票を破棄する際は、記載内容が判読できないよう処分する。

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク		
情報保護管理体制の確認	<ul style="list-style-type: none"> 委託契約書において、秘密保持義務及び個人情報保護の徹底、セキュリティ要件(情報資産の管理方法、遵守すべき事項及び判断基準等)を明記し、受託者に対し、遵守させることを義務付ける。 管理体制に変化がある場合は、速やかに報告することとしている。 	
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[制限している] <選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない	
具体的な制限方法	<ul style="list-style-type: none"> 作業者を必要最小限に限定するために、委託作業者の名簿を提出させる。 作業者の入退室管理を適切に行い、作業時のオペレーションシステムへのログインは職員が行い、作業者のみではシステムへのアクセスができないよう管理している。また、作業時には職員が必ず立ち会う。 都道府県知事保存本人確認情報ファイルに直接アクセスする権限(照合ID、操作者ID)は付与しない。 	
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない	
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> 委託する業務は、直接本人確認情報に関わらない業務を対象とする。 システムによる特定個人情報ファイルの取扱い記録(アクセスログ)を7年間、安全な場所に保存する。 <ul style="list-style-type: none"> バックアップ時の外部記録媒体の取扱記録を残す。 受託者から、実施した業務について報告書の提出を受ける。 	
特定個人情報の提供ルール	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	【内容】 ・県の承認がない以上、委託先から他者への提供を認めない旨契約書上に明記する。 【確認方法】 ・アクセスログの確認により、不正利用の有無を検証する。 ・必要に応じて、随時、委託先における個人情報の取扱いについて調査する。	
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	【内容】 ①集約センターには都道府県知事保存本人確認情報を専用回線を通して提供する。 ②県が設置する機器の運用保守に関する委託においては、委託先に特定個人情報を提供せず、委託業務上本人確認情報を利用する必要がある場合は、権限を有する職員が端末を操作し確認させる。 【確認方法】 ・アクセスログの確認により、不正利用の有無を検証する。 ・必要に応じて、随時、委託先における個人情報の取扱いについて調査する。	
特定個人情報の消去ルール	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	【内容】 委託先は、業務に際して得た個人情報を業務終了後直ちに県に返還する。また、県の指示又は事前の承認を得て廃棄するときは、当該情報が判読できないよう必要な措置を講じる。 【確認方法】 廃棄後、適切な措置が講じられたことを証明するために廃棄手順も含めた文書の提出を受ける。	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
規定の内容	委託契約書では、収集の制限、目的外利用・提供の制限、漏えい、滅失及びき損の防止、廃棄、秘密の保持、複写又は複製の禁止、事務従業者への周知、再委託の禁止、資料等の返還等、立入調査、事故発生時における報告を求めている。	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない	
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> 再委託を行う場合、委託先から再委託届の提出を求め、理由及び監督の方法が適切と認められた場合のみ、再委託を承諾している。 委託先が元請として管理監督責任を負うことを確認する。 再委託を行う条件として、元請と再委託先との契約で秘密保持義務を課すこととし、再委託する業務は直接本人確認情報に係わらない業務を対象とする旨を定めている。 必要に応じて、再委託先におけるセキュリティ体制について調査を行う。 	

その他の措置の内容	—		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
—			

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク1: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	都道府県知事保存本人確認情報（個人番号、4情報等）の提供・移転を行う際に、提供・移転の記録（提供・移転日時、操作者等）をシステム上で管理し、7年分保存する。 なお、システム上、提供・移転に係る処理を行ったものの提供・移転が認められなかった場合についても記録を残す。	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<p>【内容】 都道府県知事保存本人確認情報の提供・移転は、住基法及び番号法により認められた者に対してのみ行う。具体的には次のとおりである。 ・岩手県の他部署及び他の執行機関への提供・移転に関しては、操作者の適切なアクセス管理を行い、権限を有する者へのみ提供・移転を行う。 ・機構への提供は相互認証の実施により、認証できない相手方への提供は行わない。 ・都道府県知事保存本人確認情報の開示請求があった場合は、住民基本台帳法等に基づき、手続きを確認したうえで事務を処理する。</p> <p>【確認方法】 ・操作履歴を保存し、不正な利用がないことを確認する。また、異常発生時には分析を行う。 ・機構への提供に関しては、相互認証できない相手方への提供はなされないことがシステム上担保されている。 ・開示請求があった場合は、申請書、手続きに係る起案書等により、適切な事務処理がなされたことを確認する。</p>	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	<p>【機構】 全国サーバと都道府県サーバ間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供・移転はなされないことがシステム上担保される。</p> <p>【開示請求】 都道府県知事保存本人確認情報の開示請求があった場合は、住民基本台帳法等に基づき、手続きを確認したうえで事務を処理する。</p> <p>【岩手県の機関】 照合ID、操作者ID、照合情報認証により、アクセス制限を行うほか、アクセスログを保存し、異常発生時には分析を行う。 また、都道府県の執行機関への情報提供のため、媒体へ出力する必要がある場合には、逐一出力の記録が残される仕組みを構築する。</p>	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	<p>【誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置】 システム上、照会元から指定された検索条件に基づき得た結果を適切に提供することを担保する。</p> <p>【誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置】</p> <p>【機構】 全国サーバと都道府県サーバ間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供・移転はなされないことがシステム上担保される。</p> <p>【開示請求】 都道府県知事保存本人確認情報の開示請求については、請求者に対し、運転免許証等により本人確認を行う。</p> <p>【岩手県の機関】 照合ID、操作者ID、照合情報認証により、操作者の確認を行うほか、アクセスログを保存し、ID等の登録者以外のアクセスがないか確認する。</p>	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○] 接続しない(入手)	[○] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3: 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク5: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県サーバの集約センターにおいて、監視カメラを設置してサーバ設置場所への入退室者を特定し、管理する。 ・都道府県サーバの集約センターにおいては、サーバ設置場所、記録媒体の保管場所を施錠管理する。 ・岩手県においては、代表端末機設置場所、記録媒体の保管場所を、暗証番号を要する電子キーにより施錠管理する。また、監視カメラを設置して、入退室者を特定する。 ・各業務端末機の設置場所は施錠管理及び入退室管理簿により管理する。
⑥技術的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県サーバの集約センターにおいて、ファイアウォールを導入し、ログの解析を行う。 ・ウイルス対策ソフトの定期的パターン更新を行う。OSには随時パッチ適用を実施する。また、端末機からインターネットに接続できないように物理的に又はファイアウォールやルータにより論理的にインターネットと分断する。
⑦バックアップ	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
	その内容	-
	再発防止策の内容	-
⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
	具体的な保管方法	生存する個人の個人番号とともに、死亡による消除後、住基法施行令第30条の6(都道府県における本人確認情報の保存期間)に定める期間保管する。
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク	
リスクに対する措置の内容	市町村の住民基本台帳で本人確認情報の変更があった場合には住基ネットを通して本人確認情報の更新が行われる仕組みとなっているため、古い情報のまま保管されることはない。 また、市町村CSとの整合処理を定期的 to 実施し、保存する本人確認情報が最新であるかどうかを確認する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク	
消去手順	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・住民票の記載の修正前の本人確認情報(履歴情報)及び消除者の本人確認情報は法令(住基法施行令第30条の6)に定める保存期間を経過した後に系統的に消去する。 ・磁気ディスクの廃棄時は、内容の消去・破壊等を行うとともに、外部記録媒体管理簿にその記録を残す。 ・帳票の廃棄時は、記載内容が判読できないように裁断、溶解等を行うとともに、その記録を残す。
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
-	

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査	
①自己点検	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的なチェック方法	年に1回、システム全体を管理する市町村課及び、各現地機関における業務端末管理者において評価書の記載内容についてチェックリストを用い、自己点検を行う。
②監査	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な内容	操作ログの監視や本人確認情報利用状況報告書の内容から取扱いに不適切な事項があった場合や自己点検結果が不十分な所属に対しては現地監査を実施する。
2. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	・住基ネット関係職員に対して、年に1回、住基ネットの利用・管理に必要な知識の習得に資するための研修を実施するとともに、その記録を残す。
3. その他のリスク対策	
-	

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	岩手県行政情報センター 〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10番1号(岩手県庁1階) Tel: 019-629-5062 利用時間: 午前9時～午後5時
②請求方法	指定様式による書面の提出により、開示、訂正等の請求を受け付ける。
特記事項	-
③手数料等	[無料] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 (手数料額、納付方 手数料は無料とするが、写し等の交付に要する費用は請求者の負担と、 法: する。(予定)
④個人情報ファイル簿の公表	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	住民基本台帳ネットワークシステム事務
公表場所	岩手県行政情報センター(全庁分) 〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10番1号(岩手県庁1階) Tel: 019-629-5062 利用時間: 午前9時～午後5時 及び、以下のサブセンター(各センターの所管分) 盛岡行政情報サブセンター 〒020-0023 盛岡市内丸11-1 盛岡地区合同庁舎内 奥州行政情報サブセンター 〒023-0053 奥州市水沢大手町1-2 奥州地区合同庁舎内 花巻行政情報サブセンター 〒025-0075 花巻市花城町1-41 花巻地区合同庁舎内 花巻行政情報サブセンター北上地域窓口 〒024-8520北上市芳町2-8 北上地区合同庁舎内 花巻行政情報サブセンター遠野地域窓口 〒028-0525遠野市六日町1-22 遠野地区合同庁舎内 一関行政情報サブセンター 〒021-8503 一関市竹山町7-5 一関地区合同庁舎内 一関行政情報サブセンター千厩地域窓口 〒020-0803 一関市千厩町千厩字北方85-2 一関地区合同庁舎千厩分庁舎内 釜石行政情報サブセンター 〒026-0043 釜石市新町6-50 釜石地区合同庁舎内 大船渡行政情報サブセンター 〒022-8502 大船渡市猪川町字前田6-1 大船渡地区合同庁舎内 宮古行政情報サブセンター 〒027-0072 宮古市五月町1-20 宮古地区合同庁舎内 久慈行政情報サブセンター 〒028-8042 久慈市八日町1-1 久慈地区合同庁舎内 二戸行政情報サブセンター 〒028-6103 二戸市石切所字荷渡6-3 二戸地区合同庁舎内
⑤法令による特別の手続	-
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	-
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	岩手県ふるさと振興部市町村課 〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10番1号 Tel: 019-629-5228
②対応方法	・特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせの内容について、対応記録を残し、関係法令等に照らし、適切に回答する。

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和2年5月8日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	県民意見募集(パブリックコメント)
②実施日・期間	令和2年5月18日～6月17日(1ヶ月)
③期間を短縮する特段の理由	—
④主な意見の内容	
⑤評価書への反映	
3. 第三者点検	
①実施日	
②方法	
③結果	
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年8月16日	「Ⅰ 基本情報」-「7. 評価実施機関における担当部署」-「②所属長」	総括課長 佐藤 隆浩	総括課長 石田 知子	事後	
平成28年8月16日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」-「2. 基本情報」-「⑤保有開始日」	平成27年6月予定	平成27年6月1日	事後	
平成29年7月7日	「Ⅰ 基本情報」-「7. 評価実施機関における担当部署」-「②所属長」	総括課長 石田 知子	総括課長 臼井 智彦	事後	
平成29年7月7日	「Ⅴ 開示請求、問合せ」-「2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ」-「①連絡先」	TEL019-629-5229	TEL019-629-5228	事後	
平成30年6月29日	「Ⅰ 基本情報」-「7. 評価実施機関における担当部署」-「②所属長」	総括課長 臼井 智彦	総括課長	事後	
令和2年5月8日	「Ⅰ 基本情報」-「7. 評価実施機関における担当部署」-「①部署」	政策地域部	ふるさと振興部	事後	
令和2年5月8日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」-「2. 基本情報」-「⑥事務担当部署」	政策地域部	ふるさと振興部	事後	
令和2年5月8日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」-「3. 特定個人情報の入手・使用」-「⑦使用の主体」-「使用部署」	政策地域部	ふるさと振興部	事後	
令和2年5月8日	「Ⅴ 開示請求、問合せ」-「2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ」-「①連絡先」	政策地域部	ふるさと振興部	事後	